

一九三〇年代前半の国防思想普及運動に関する一考察

陸軍中堅幕僚層のイデオロギー性とその言説戦略を中心に

曾 寶 満

はじめに

1 問題の所在

本稿は、一九三〇年代前半において陸軍の国防思想普及運動を担当した組織、およびその政治宣伝における地域主義的なレトリック「アジア・モンロー主義」一が反復して用いられた現象について考察するものである。

満州事変前後の国民輿論に対する陸軍の政策については、これまでも多くの研究が積み重ねられてきた。由井正臣が明らかにしたように、ジュネーブ軍縮会議に向けての軍備充実に対する民衆の支持の調達を目標として着手された陸軍の国防思想普及運動は、満州事変の発生により、満蒙危機の宣伝やリットン報告書排撃といった排外主義に大衆を動員する全国的な運動となって展開された⁽¹⁾。

事変期における軍部の宣伝方針に関しては、代表的研究者である吉田裕、佐々木隆、永井和、江口圭一⁽²⁾らの分析を纏めれば、次のようになるだろう。即ち、総力戦体制に最も不可欠な国民統合という内政的要請から、事変直後の陸軍は、宣伝方針の重点を対外的危機意識の醸成とその強調に置いた。世界恐慌や昭和恐慌の余波を受けて困窮に苦しむ民衆の意識を、中国への排外感情あるいは満州への期待感に向けさせることにより、国民的一体感や国家統合を進展させていったのだ、という説明である。

こうして、陸軍中央の直接的な指導の下に開始された国防思想普及運動は、満州事変期における排外主義の高揚を醸成することに大きな役割を果たした。しかし一方で、当事者である陸軍中央は、民衆の軍部支持が不安定で流動的なものであることを、最初からよく自覚していた⁽³⁾。軍中央は事変前から輿論操作の可能性と重要性を意識してはいたが、事変勃発時点においては、輿論操作での国民の支持調達は容易ではないと予想していた⁽⁴⁾。吉田裕らが指摘したように、事変の翌年とりわけ満州国の承認後から、事変に対する民衆の関心は急速に失われ、事変直後の高揚した排外熱は鎮静化を迎えることになった⁽⁵⁾。

更に、事変期における軍部の国民統合に対する能動性とその内部の派閥などの政治力学を合わせて考えれば、次の諸課題が浮かび上がる。

第一に、事変を支持する輿論の急進化と、中国における特殊利益問題に起因する英米排撃の論調の浮上は、必ずしも軍中央が想定していたものではなかった。ルーズ・ヤングが正しく指摘したように、大新聞を始めとするマス・メディアによる報道合戦や、教育機関と地域の半官製団体による活発な戦争支援活動こそが、地域レベルの排外的な愛国心の動員に大いに寄与した。そのような草の根の多様な担い手と、軍部自身による営為が相互に作用しあい、帝国全域にわたる団結が演出されていったとすれば、軍官僚の内部にあって半官製団体やメディアとの間でパイプ役を務める存在が不可欠となろう。そうした輿論を牽引していく重要な役割を演じた政治主体の一つとして、本稿は陸軍中堅層に注目したい。

第二に、一九三一年一二月に荒木貞夫が陸相に就任して以降、陸軍の要職は皇道派によって占められていったものの、皇道派には政策立案が可能な佐官級の幕僚層がいなかった。そのため当該期に立案された政策は、実のところ、軍事的合理性の徹底を求める革新的な中堅勢力の意向を反映したものとなっていた⁽⁷⁾。このような理解を前提に北岡伸一は、宇垣一成系派閥の代表的存在であった南次郎に焦点を当て、満州事変期の宇垣・南系が、ソ連に対する日本の軍事的劣勢に対応すべく統制派の対外政策に接近していった事実を指摘した⁽⁸⁾。また酒井哲哉は、永田鉄山を中心とした陸軍中堅層＝統制派の擡頭、及び南を中心とする陸軍穏健派の一部と統制派との政策的な距離が縮小した点を内在的に分析した。これによって、満州事変の処理過程、国際連盟脱退以降における皇道派の対中政策の穏健性、および一九三四年の在満機構改革をめぐる陸軍内部の権力構造の変化、この間に生じた陸軍穏健派の政策転換過程などの問題は、ほぼ明らかにされたといえるだろう⁽⁹⁾。

このように、昭和陸軍内における理念的・イデオロギー的な同志集団の政策転換過程や、その結束状態の政治的力学といった点は解明が進んだ。しかし、満州事変以来、国民統合を担ってきた陸軍中堅層が、輿論に対していかに働きかけたかについては、その内実や歴史的役割に関して未解明の部分がお多い。

以上のような問題意識を踏まえ、本稿は、一九三〇年代前半が陸軍中間層による国民統合の重要な摸索過程であるという先行研究の視角を継承したうえで、国防思想普及運動を立案、推進した軍事調査委員会、特にその管轄下にあった陸軍省調査班を考察する。従来の研究で明らかにされていないこれらの組織とその活動をみることで、事変期の政治宣伝における対外緊張感を醸成する原理とその影響について検討を加えたい。

2 課題と史料

満州事変期における陸軍中間幕僚層の輿論への能動性を検討するにあたって、本稿では特に、当時の政治宣伝において地域主義的な概念が多用された現象に注意を払いたい。満州事変後の言説空間において、普遍的国際主義に代わり、地域主義が擡頭したことに最も早くから注目したのは三谷太一郎であった。三谷は、事変の勃発を受け、日本の行動を正当化する必要に迫られた国際法学者や外務省関係者らが、「モンロー主義」をしばしば援用していた事実に着目した⁽¹²⁾。

昭和初期に論じられた所謂「アジア・モンロー主義」論は、先行研究が明らかにしたように、事変後の満州地域あるいは満州国と日本の特別な関係を欧米列強に認めさせ、その干渉を排除しようとして唱えられたものだった。その主張の根拠は、国際連盟規約第二一条で、米国の「モンロー・

ドクトリン」の存在が局地的了解として認められていたことにある⁽¹³⁾。事実、斎藤実内閣が一九三二年九月一五日、リットン報告書の発表直前に満州国を承認したことは、上述の思考様式から説明できる。同年八月二五日、衆議院において内田康哉外相から「焦土外交演説」を引き出した政友会議士森恪の質問中には、「吾々ガ亜細亜ニ帰レ」という発言が多用されており、陸軍省が作成したパンフレット「満州国の承認に就て」(一九三二年九月二〇日)においても、日本の満州国承認を、「亜細亜モンロー主義の宣言」の一環として位置づけていた⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

以上の事実と先行研究から、次のような課題が浮かび上がろう。

①対中政策という点で穏健であった皇道派や南らが、より強硬な傾向を持った統制派に牽引されていったことは、先行研究によって指摘されている。そして南と荒木の間で共通していたのは、満州問題の解決は日中両国の直接交渉によってなされるべきであり、連盟の干渉は排除されるべきだ、という主張であったことも判明している。だが、日中直接交渉論そのものは、必ずしも国際協調に反していた訳ではない。満州事変期の陸軍省中央が、いかなる過程で、どのような論理によって、現行の国際秩序に対する強硬論に牽引されていったのかについては、より緻密な検討が必要であらう。

②軍部は早い段階で、米国の対中南米政策と日本の大陸政策との間に、自らの行動を正当化する際の論理の点で親和性があると認識していた。しかしそのような認識が帝国の公的論述に、いつ、いかに反映されたかは明らかでない。無論今日までも、草野大希ら国際政治学からの対外論の考察⁽¹⁶⁾や、北岡伸一ら軍部の対外政策に関する多くの優れた研究蓄積がある。だがこれらの研究の知見の摺り合わせが不十分であったため、右の二つの課題が十分に検討されてきたとは言い難い。満州事変期における陸軍の政治宣伝と輿論の発展を考える前提として、一九二〇年代の軍部が「モンロー主義」に対していかなる眼差しを向けていたのかをまずは分析する必要があるだろう。

以下では、以上の問題意識と課題を踏まえ、一九三〇年代前半、宣伝・情報収集仕事を担う軍事調査委員会の管轄下にあった陸軍省調査班の業務内容及び構成員の思考様式、イデオロギーについて考察する。第二節では、荒木貞夫旧蔵文書及小冊子と荒木貞夫関係文書(パンフレット類)⁽¹⁷⁾などを援用することで、陸軍中堅層の対米観を一九二〇年代前半まで遡って考察する。その上で、一九三〇年代初頭の軍部の国防思想普及運動に関する史料を用いて、満州事変勃発後の軍部の公的見解を最もよく代弁した陸軍省調査班のメンバーを中心に、中間層エリートのイデオロギー性と彼らの言説の裏にある戦略について分析を試みる。

一、満州事変直前の軍官僚と政治宣伝運動

1 思想戦を構想する

昭和初期において、軍自ら業務内容を拡大させたことに対応すべく生み出された軍部官僚については、陸軍から東京帝国大学に派遣された陸軍派遣学生出身者が、満州事変期に台頭する中堅エリート将校の象徴的存在とみなされていた事実が指摘されている⁽¹⁸⁾。事変勃発後の軍部が展開した政治宣伝運動において、その公的見解を最もよく代弁した陸軍省調査班は、陸軍省パンフレットを発

行し、各地で陸軍講演会を主催していた。陸軍パンフレットについての先行研究はあるものの、発行主体である調査班自体について十分に検討されてこなかった。まずは、このような軍官僚エリートが国防思想普及活動に着手するようになった端緒を見てみたい。⁽¹⁹⁾

一九二七年、宇垣の腹心であった阿部信行軍務局長の起案により、陸軍省の現行官制とは別に、内外の軍政情報の調査研究を担当する軍事調査委員会が設置された。翌年、軍事調査委員長の管轄下に、省内に置かれていた新聞班に加えて、調査班という部署が設けられた。宇垣の意向により田中義一内閣期に軍事調査委員会が新設された理由としては、同内閣の「国論一致」への努力が失敗を重ねてきたことへの反省と、その失敗を補うための軍民関係の改善という側面が大きかった。⁽²⁰⁾ 一方で次のような諸要因も考えられる。

まず、外的な要因を見よう。宇垣のこの時期の日記では、内政上「挙国一致の大活動の中核たるべきもの」が「国民との接触面の広く且密なる陸軍にして始めて此大事業が遂行し得」ることを再三強調していた。⁽²¹⁾ 外交面では、中国問題や中国での特殊権益をめぐる英米との関係といった最も解決困難な課題の打開策としてでも、輿論指導と政治宣伝を一層重視しなければならないとの理解を持っていた。⁽²²⁾

次に、内面的な要因としては、宇垣個人が輿論と宣伝との関係を重視したことが挙げられる。大正期的人格主義の思潮を代表する哲学者阿部次郎が執筆した「思想政策に就いて」⁽²³⁾ に対し、「予と同一意見なり」と日記に記した宇垣は、それ以来、輿論と宣伝に触れる際の視点の多くを、阿部のそれに従っているように見える。⁽²⁴⁾ 一九三〇年ロンドン海軍軍縮会議の時期に至って、陸軍と国民との感情を更に離間するような国内の新聞の論説に憤慨した宇垣は、国防問題上、今後一層「感情的な」新聞世論を健全たる方向へ善導する必要があると考えた。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

こうした認識によって、陸軍省内に政策化のための諸条件と人事が整えられたのは一九三〇年以降と見られる。⁽²⁷⁾ 同年五月以降、林桂軍事調査委員長が中堅幕僚の人材の銓衡について宇垣に報告し、⁽²⁸⁾ 軍事課と軍事調査委員らが国防思想普及活動の概要を作成する等、宣伝活動の施策が具体化した。同年六月二四日、軍事課と調査班が合同で決裁した「国防思想普及ニ関スル計画」は、この計画の目的を「全国ニ亘り成ル可ク継続的ニ且ツ随時機ヲ捉ヘツ、積極的手段ヲ以テ陸軍軍備ニ関スル理解ヲ促進セシムルコト」と位置付けている。⁽²⁹⁾ 執行上の要領としては、「部内外者ノ講演、著述等」に利用できる資料としてのパンフレットの作成と配布のほか、学者との連絡折衝等が挙げられている。⁽³⁰⁾ なお、陸軍の主張に反するような論述が出版された場合、「機ヲ失セズ反駁スルノ処置ヲ講ズ」と、軍事調査委員らの積極的な役割が求められていた。これらの対策は、軍上層部の意向、とりわけ宇垣の考えによるところが大きかったと思われる。

以上で見たように、最初の国防思想普及計画の骨子は軍縮会議と反軍機運への対応が主であり、軍への理解を取り付けるための工作は、漸進的かつ合理的なものだったと言えよう。

ところが、一九三一年六月以降、部内外の環境は大きく変化した。周知のように、南次郎の陸相就任後間もなく、建川美次参謀本部第二部長を始めとする省部中枢の五課長を集めた会議において、「満州問題解決方策の大綱」（一九三一年六月一九日）が定められた。この大綱は、一般的には満蒙問題の漸進的解決策であると見做されてきた。だが、この大綱の言論対策についての指示には、次のような文言が追加されている。⁽³¹⁾

万一にもわが軍事行動を必要とする事態にはいつたときは、列国をして、日本の決意を諒とし、不当な反対圧迫の拳に出でしめないやう事前に周到な工作案を立て、予め上司の決裁を得てをき、その実行を順調ならしめる。

「上司の決裁」が必要という「但書」があったものの、「列国をして、日本の決意を諒とし、不当な反対圧迫の拳に出でしめないやう」という文言は、国防思想普及計画が設定した当初の目標を超えるものである。また、事変後の「陸軍省各局課業務分担表」⁽³²⁾からは、調査班の責務は、軍備整理への理解を促進するというよりも、平戦両時における全ての思想対策（満蒙や宣伝に関するもの、輿論統制）に重点が置かれているのが見てとれる（次頁の表一「陸軍省調査班の仕事とその人事」参照）。

続いて、右のような責務を担った中堅幕僚の経歴と専門性を確認しておこう。事変時の調査班長は、陸大卒の少壮エリートによる結社・桜会の結成に深く関わった人物で、ロシア通とされた坂田義朗⁽³³⁾歩兵中佐であった。統制派将校と親しく交際していた陸軍省詰の記者高宮太平が、「統領としての器は何といても坂田義朗⁽³⁴⁾であった」と回顧するように、その辣腕に対する周囲の評価は高かった。なお、調査班の歴代班員はすべて陸大出身者で占められ、さらに陸大卒業後には東京帝国大学の法学部、経済学部、文学部社会学研究室等に派遣され、専門知識を究めることを期待された派遣学生の経歴を持つ者が班の中でリーダーシップを取っていた。調査班は、このような高い専門知を有し、一般教養階級の営為を理解し得るメンバーによって支えられていたのである。

事変後に展開された陸軍の政治宣伝運動、特に中堅層の役割を考える際に、坂田調査班長とともに注目すべきは、班員の田中清少佐⁽³⁵⁾（東京帝国大学社会学派遣）だと思われる。

田中は、一九三一年一月、坂田班長と共に、桜会の国家改造案を具体化する作成委員に選ばれた人物である。事変当時、田中は桜会のうち急進派とされた橋本欣五郎らとは別のグループ、建設派に属すると目され、後に統制派の理論者の一人となる池田純久大尉と共に行動していた⁽³⁶⁾。未遂に終わったものの、国内クーデターによる国家改造を企図した十月事件の計画に関わった将校らの内部事情を記録した「所謂十月事件ニ関スル手記」を後に残すことになる田中は、東京帝大社会学研究室に派遣された時に「思想戦の研究」（一九三二年）を書き、さらに一九三五年には、統制派のリーダー格である永田鉄山軍務局長の下で国策要綱の起草にあたっている。このような経歴を持つ田中は、統制派の典型的なメンバーであったといえるだろう。その田中は、日中戦争期には陸軍省調査班から関東軍参謀へと転じ、満州国での政策立案にも関わった。

田中執筆の「思想戦の研究」⁽³⁷⁾は、坂田班長の積極的な支援を得て一九三四年二月に陸軍省パンフレット『思想戦』として公刊された。本パンフレットで田中は、第一次世界大戦時の列国のプロパガンダを分析し、ドイツの準備不足と英米の猛烈な攻勢という構図を描いている。そのうえで、ドイツ敗戦の主因の一つに思想戦への準備不足を挙げ、米国の勝利については、ウィルソン大統領が国内で「国民を戦争に駆りたて、自ら議会に大統領の戦時独裁権を確立」した一方、敵国に対して「国際平和的金看板を以て敵国の民心を収攬し、其の戦争意思を破壊し去ったこと」⁽³⁸⁾に、その要因を帰した。このように大戦時のドイツと英米の対抗的構図を描いた田中は、大戦後の日本と英米列強との関係に論を転じ、日本が思想戦の敗者にならないよう準備すべきだと呼びかける⁽³⁹⁾。

田中と同様に、総力戦体制下の思想戦を強く意識していた者として、調査班次席の秋山義隆中佐

表一 陸軍省調査班の仕事とその人事（一九二八～一九三二年）

仕事内容	主任者氏名	陸士 (期数)	陸大 (期数)
○1928年			
班業務の統轄	井上 三郎	18	28
外国軍事（主として軍政）に関する調査研究、海外差遣者報告の編纂	田北 惟	22	30
	山脇 正男	28	37
	田中 清	29	39
軍隊及び直接軍隊に関係を有する部面の思想問題の調査研究	伊佐 一男	23	33
	麦倉俊三郎	24	32
軍事に係る社会一般の思想問題の調査研究	秋山 義隆	24	35
	山脇 正男	28	37
隣接諸国に於ける思想諸問題の調査研究	麦倉俊三郎	24	32
諸資料の整理、庶務	田中 清	29	39
○1932年			
班業務の統轄	坂田 義朗	21	31
一般宣伝に関する事項、軍備に関する輿論調査、諸会議に関する事項、渉外事項	秋山 義隆	24	35
一般宣伝に関する事項、軍備に関する輿論調査、諸会議に関する事項、渉外事項	小林 隆	26	36
	久保 宗治	31	40
軍隊在郷軍人、軍工場に於ける思想関係事項、一般反軍思想に関する事項、国内思想警備に関する事項	岩崎 民男	27	34
一般社会思想に関する事項	林 群喜	29	39
庶務	奈良原 茂	27	
○1934年			
班業務の統轄	坂田 義朗	21	31
一般宣伝に関する事項、軍備に関する輿論調査、諸会議に関する事項、渉外事項	秋山 義隆	24	35
一般宣伝に関する事項、軍備に関する輿論調査、諸会議に関する事項、渉外事項	小林 隆	26	36
	久保 宗治	31	40
軍隊在郷軍人、軍工場に於ける思想関係事項、一般反軍思想に関する事項、国内思想警備に関する事項	岩崎 民男	27	34
一般社会思想に関する事項	林 群喜	29	39
庶務	奈良原 茂	27	

(註1) 「秘 陸軍省各局課業務分担表 昭和三年」(防衛省防衛研究所所蔵、中央-軍事行政職員表124、32-34頁)、「秘 陸軍省各局課業務分担表 昭和七年」(防衛省防衛研究所所蔵、中央-軍事行政法令178、31-33頁)、「秘 陸軍省各局課業務分担表 昭和九年」(防衛省防衛研究所所蔵、中央-軍事行政法令-185、31頁)より作成。

(註2) 軍事調査委員会は、1933年12月10日に軍事調査部と改称され、1936年8月1日に陸軍省官制の改正により廃止された。

が挙げられる。秋山は、陸軍専攻学生期に、「戦争指導上国内輿論ノ指導ニ関シ具体的ニ研究」⁽⁴⁰⁾した人物であり、調査班の成立当初から一九三三年に関東軍新聞班長に補任されるまで、長らく調査班長代理として班員らの活動を支援した。

たしかに、満州事変の勃発は、軍上層部にとっては「突発事件」であったが、国防思想普及活動を担う調査班ら中堅幕僚は、これを機に大いに活躍したと見られる。例えば、一九三一年一〇月五日、東京帝大法学部教授横田喜三郎が、軍部の行動を批判し国際連盟の介入が合理的であるとの論説⁽⁴¹⁾を発表すると、かつて東京帝大法学部に派遣されていた調査班員の岩崎民男少佐は、国防思想普及委員として陸軍を代表し、横田排撃活動の急先鋒として各種の業界の会合に出席し、そこで頻繁に講演し、横田への反撃を行っていた⁽⁴²⁾。

それでは、満州事変期に陸軍の政治宣伝に従事していた調査班の中堅将校らは、いかなる対外論を展開し、満州国承認の必要性を訴えかけていたのだろうか。この問題を考察していくが、その前に、まずは一九三一年の県議会議員選挙の直前（八月）から満州事変勃発までを対象とし、陸軍が輿論を賑わせた騒動を取りあげ、南次郎陸相、小磯国昭軍務局長ら上層部の国防思想普及工作への態度を確認する。

2 陸軍上層部の姿勢

一九三一年四月から、陸軍は本格的に国防思想普及工作に着手した。とはいえ、大正デモクラシーの影響は未だ根強く、新聞輿論上の軍縮への希求はなお強いものがあり、多くの大新聞は依然として軍の政治化に批判的な立場をとっていた。このような傾向は、同年八月上旬の南陸相訓示問題からもうかがわれる。通常よりも遅れて開催された八月四日の師団長会議は、軍司令官・師団長のほか「宣伝関係ノ参謀ヲ随行」したうえで開催された⁽⁴⁴⁾。当日の陸相の訓示は、本来の会議の目的である軍務や軍備問題よりも、満蒙問題と新聞世論に対する批判に重きが置かれていた。

東京朝日新聞や時事新報等に報じられた訓示の内容は次のようなものであった。いわく、近頃満蒙方面の情勢が「帝国に取りて甚だ好ましからざる傾向を」辿るが、「その重大化の原因は、隣邦の排外的国権回復思想及び新興経済力の同方面における発展にありとし」、その上で、「この秋に方り職を軍務に奉ずるもの」の「熱」と「誠」とを要求していた⁽⁴⁵⁾。このような国家の危機を踏まえ、「門外無責任の位置に在る者、乃至深く国防に関心せざる者に至りては」、「妄りに軍備の縮小を鼓吹し、国家国軍に不利なる言論宣伝を敢てする」と批判したのである⁽⁴⁶⁾。そこで陸相は現役軍人に対して、一般国民に国軍の主張をアピールすべしとの指示を出した。右のような国論一致推進への指示は、北岡氏が指摘したように、南が陸相就任直前に「満州問題は尚国民一致をして了解せしむる方取らざる可らず」と語った態度に連なるものであった⁽⁴⁷⁾。

以上のような陸相訓示に対して、多くの新聞は批判的に報じた⁽⁴⁸⁾。特に『時事新報』は、「陸軍大臣が公然この種の政治論を為し、地方の司令官、師団長等が之を各自の部下に伝訓し、部下が更に其部下に伝訓する間に、本来突飛なる此政談演説が、愈々突飛脱線して、遂に如何なる間違ひを伝ふるに至るかも知れない⁽⁴⁹⁾」として、陸相訓示が陸軍軍人の政談演説に今以上の悪影響を与えるのではないかとの懸念を述べた。

八月六日以降、陸相訓示をめぐる騒動は当時の国防思想普及の講演会と連動して、議会人からも

問題視された。この日、尾崎行雄らの軍縮国民同盟は南陸相に対し、陸軍刑法第一〇三条「政治ニ関シ上書、建白其ノ他請願ヲ為シ又ハ演説若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス」との条文を引用した質問書を提出し、軍人の政治干渉を論難した⁽⁵⁰⁾。同じ日、かつて軍事調査委員会の草創期に二年ほど調査班長を務めた経験もある井上三郎は、南陸相が陸軍内外で異なる態度をとっていることへの不信感を西園寺公望元老の私設秘書・原田熊雄に報じ⁽⁵¹⁾、八月下旬には、次のような風聞を原田に伝えていた。「どうやら内務大臣〔安達謙蔵〕から『陸軍の軍職に在るものがいづれの所、いかなる場合においても、もし政治外交に関する演説をしたやうな場合があったら、嚴重に取締れ』といふ訓令が、全国の警察官へ秘密裡に通達された⁽⁵²⁾」ようだ。本件について原田は早速、若槻礼次郎首相に確認したが、真偽を問われた安達内相は否定している⁽⁵³⁾。こうした史料からは、当時、陸軍の国防思想普及講演会が、民政党を与党とする内閣で大きな不安をもって見られていたことがわかる。

議会や内閣から批判や懸念の声が挙がっていることは、軍中央も自覚はしていた。だが、この時期から、上層部の国防思想普及活動への態度には、明らかに分裂が見られるようになった。杉山元陸軍次官は八月一五日、軍縮国民同盟らの提出した質問書および新聞論調の「軍部ノ行フ国防思想普及ヲ以テ政治的策動ナルカ如ク解セントスル傾向」に対応するため、各師団及び在郷軍人会に向けて、現内閣の政策・外交を論難したり、軍人が政治に関与するとの非難を受けたり、または軍機を漏洩するとの譏りを受けるようなことを避けるよう、嚴重に要請した。ところが、杉山の通牒に続いて出された、小磯国昭軍務局長による国防思想普及活動に関しての通牒は、講演会での軍人の政治的発言に対する注意としては極めて手緩いものであった。小磯は、「単ニ有志トシテ政党政派ヲ超越シテ熱誠此等ノ拳ニ出ツルハ固ヨリ歓迎スル」と述べ、国防思想普及活動への積極的支持を与えていた⁽⁵⁵⁾。

また、一九三一年九月上旬の県議会議員改選に各府県が神経を尖らせるなか、小磯は立憲政友会幹事長・森恪と私的に会見し、政友会の選挙政談会と陸軍の国防思想普及講演会を相互に協力して開催する件につき要請した⁽⁵⁶⁾。野党の立場で選挙を戦っていた政友会に軍中央は接近していたといえる。こうして、陸軍の師団と在郷軍人会は、国防思想普及講演会を地域で開催する計画を積極的に進めた。

政友会内においては、内田信也（衆議院議員・政友会総務）や川村数郎（前衆議院議員・政友会政務調査会委員）らが、政友会は在郷軍人会を通じて陸軍の国防思想普及活動に協力すべきであると主張していた⁽⁵⁷⁾。八月の陸相訓示騒動から九月の県議選の終盤にかけ、政友会代議士の一部は、幣原喜重郎による外交を批判する際に軍部から宣伝資料を受け取るなど、陸軍の国防観に積極的に同調していた⁽⁵⁸⁾。

杉山次官による通牒が発された二日後の三一年八月一七日、中村大尉事件についての報道が解禁された。新聞の論調と国民輿論は、一気に中国側の横暴と若槻内閣の「軟弱外交」批判へと転換した。森政友会幹事長は、八月一八日の政友会幹部会で、目下の国民の中村大尉事件への「憤慨」や「軍部内における輿論の沸騰」は全て現内閣の軟弱外交に責任があると語り、これらの問題を倒閣運動に利用すべきであると述べていた⁽⁵⁹⁾。

九月上旬に、外山豊造憲兵司令官が二宮治重参謀本部次長に宛てた「国防思想普及講演会開催

状況並其反響ニ関スル件」では、次のような憲兵側の観察がみられる。いわく、政友会と右翼団体らは対外的に強硬な国民輿論を喚起しようとしているが、「一般国民ノ満蒙問題ニ関スル智識不充分ニシテ、窮迫セル目前ノ生活ニ没頭」しているため、「未タ其反響著シキモノ」にはならない。それに対して国防思想普及講演会は、「其適正ナル所論ハ純真ナル動機及真剣ナル態度ト相俟ツテ、異常ナル反響ヲ招来シツ、アリテ、中村大尉事件ハ又更ニ之ヲ熾烈ナラシメ」た、と分析し、「聴衆ノ多クハ現在ノ政党ノ腐敗ヲ歎シ、真ニ国家ノ危機ヲ救フハ純真ナル軍人」だと称賛している⁽⁶⁰⁾。これは、憲兵隊による身びいきな評価であることは言うまでもないが、一部の国民が軍部の宣伝を政党のそれとは一線を画して受け止めていたことは、一九三〇年代前半陸軍の社会的評価の変化を考える際に興味深い現象であろう。

よく知られているように、翌一九三二年の五・一五事件の被告らは国民から多大なる同情を集めたが、その背景には深刻な農村不況問題、財閥等への反発が存在していた。五・一五事件の直後、調査班長の坂田も、貧困農村出身であり苦学して軍人となった鈴木庫三大尉に対し、農村問題の解決を満州移民に求める国策案を提出するよう求めていた⁽⁶¹⁾。同年七月、帝国在郷軍人会の名義で配布された時局参考資料の『農村問題と満蒙問題』は、国内の人口問題と食糧問題を「根本的」かつ「合理的」に解決できる第一の方策が満蒙問題の克服であるとしており、これは事変後から巡回講演を行う軍事調査委員らの論説とも共通している⁽⁶²⁾。

一九三一年八月末、軍中央は、尾崎らによる軍人の政治関与に関する質問への答弁として、「陸軍刑法第三百三條ノ解」及び「軍事講演ニ方リ現役將校ノ注意スヘキ事項」との二つの文書を各師団の参謀長宛に送付した。前者からは、当時の陸軍がいかなる論理を用いて自らの政談講演を正当化していたのかが窺える。

国防、軍備、用兵或ハ之ニ関連スル事項等ニ関シ、各々其職責ニ従ヒ、其本務ニ照シ、事実ノ解説並研究ノ結果ヲ発表スルコトハ、毫モ妨ケサルヘシ。例ヘハ、満蒙ニ於ケル我權益ヲ説明シ、該權益ノ現状ヲ紹介シ、又ハ日支作戦能力ノ現状、米蘇ノ対支、対極東政策、其交戦能力、日支開戦ノ場合ニ於ケル英仏ノ態度等ヲ観察判断シ、或ハ現在ノ我装備ノ不備ナル点ヲ、時代ノ進歩戦術ノ変化ニ照シ軍事的見地ヨリ説明シ、若クハ軍備ニ関スル認識ニ対シ、内外軍備ノ実情、軍費ノ現状、之ト国家財政トノ関係等ヲ述ヘ、軍事学的見地ヨリ我軍備ノ不十分ナル状態ヲ説明シ、其内容充実ノ必要ヲ説キ、更ニ国際軍備制限会議ニ対スル列国ノ態度、従来ノ経緯、内外軍備現状ノ比較、隣邦ノ国情、政情等ヲ紹介シ、国防軍備ニ関シ我ノ執ルヘキ態度ヲ聴者、読者ヲシテ自然ニ推断セシムルカ如キハ、毫モ陸軍刑法第三百三條ニ抵触スルモノニアラサルナリ。⁽⁶⁴⁾

右の陸軍省の条文解釈からも分かるように、軍部は、軍事講演において軍事学、列国の軍備や政情、国際問題等を取り上げることは、「事実ノ解説並研究ノ結果ヲ発表スル」行為であるから、「我ノ執ルヘキ態度ヲ聴者、読者ヲシテ自然ニ推断セシムル」ことは軍人に政治干与を禁じた陸軍刑法一〇三条に抵触しないとの解釈を、正面から通牒していた。陸軍は満蒙問題の緊要性を強調することで、国民のためになされた講演内容そのものの「合理性」と「必要性」を主張している。また、軍部は陸軍と民衆を架橋する際に、国防学と世界軍事情勢に積極的な役割を見出していたことも明らかであろう。

こうして、一九三一年四月以来、本格的な展開を見せていた国防思想普及講演会や将校による直接行動計画についての風聞は、ついに天皇の注意をも引くことになる。天皇の懸念を知った南は先手を打ち、部下の統制に尽力する旨の奏上を行う挙に出た。事変直前の九月一日、南は、「御下問の余地のない程度に、先手を打」つために、陸軍軍紀問題に関する御下問を待たず、外交に関しては外務当局の管掌するものであることから陸軍としては容喙を慎む、そして「軍人軍属の政治演説については、殊に軍律を以て取締る方針」であると奏上し、事態の沈静化を図った。⁽⁶⁵⁾

だが、八月四日の陸相訓示以来、陸軍省の発した通牒や各地における国防問題講演会への支援を考えると、陸軍上層部は、省部中堅層や在郷軍人会による政治的営為を明らかに容認していたといえるだろう。井上三郎の懸念も、天皇の前での陸相の態度と、陸軍部内での陸相の態度との乖離に⁽⁶⁶⁾あった。

二 陸軍による「容喙拒否」の論理

リットン調査団法律顧問のウォルター・ヤング (C. Walter Young) が一九三一年秋に上梓した著書には、「アジア・モンロー主義」(Asia Monroe Doctrine) と題された一章がある。ここでヤングは、日本の識者の多くが「モンロー主義」を誤読・誤用している実態を指摘していた。⁽⁶⁷⁾ また中国の外交官であり、コロンビア大学で国際法の博士号も取得していた顧維鈞も、このようなヤングの見解に基づき、米紙の通信社 UP 社長に対し、日本側が満州問題を「モンロー主義」を援用して論じることは甚だ不合理である旨を指摘していた。⁽⁶⁸⁾ このような事実を鑑みれば、「国際協調の一九二〇年代」とは次元が異なる、三〇年代の変化を見ることができよう。先行研究が指摘するように、「アジア・モンロー主義」論は一九三二年前半の日本の輿論を席卷した。だが、米国や中国の論者は、満州事変前後の時点で既に日本人識者の間に「モンロー主義」の日本流解釈が浸透している点に強い警戒感を抱いていた。

加藤陽子が指摘するように、一九二三年の国防方針の第二次改定に際して、日本の陸海軍は米国を第一の共通の仮想敵国に挙げていた。中国をめぐる経済問題や人種的偏見という、日米間における長年の課題が両国間の緊張を増大させていた。特に、米国で進んでいた排日移民法制定に憤慨した参謀本部内においては、実質的な損失よりも、中国に対する日本の「武威」の減少という点を懸念していた。⁽⁶⁹⁾

以上を踏まえ本節では、陸軍内部において国際連盟への評価が急激に低下するワシントン会議(一九二一年一月～一九二二年二月)前後の時期を対象として、陸軍が独自の「モンロー主義」理解を形成してゆく過程に注目する。さらにここから、陸軍の対外認識が、満州事変を経て、いかなる対外政策や政治宣伝へと結実していくのかを検討したい。

1 陸軍上層部と中堅層の米国外交への見方

一九二一年、米国の提唱によってアジア太平洋における国際秩序樹立のために開催されたワシントン会議は、結果として、陸軍内における国際連盟あるいはその規約に対する評価を急激に落とすこととなった。一九二〇年代に長らく陸相を務め、穏健な対外政策を主導してきた宇垣一成でさえ、⁽⁷⁰⁾

極東權益についての国際的取り決めが、来たるべきワシントン会議で協議されるようになるとの予測電報に接した時、不満を隠さなかった⁽⁷¹⁾。

ワシントン会議開催の前年には、幣原喜重郎駐米大使とモーリス駐日大使の間で非公式の会談もたれ、移民問題の解決が試みられていた。この時期の日本では、米国の排日運動問題が輿論の注意を引いており、当該期の新聞記事には、「人種案は提出せず、米国政府に機先を制せられて…加州排日問題は会議以前に解決せんと…又も我政府の泣寝入り⁽⁷²⁾」といった、アメリカに対して弱腰と見られた原敬内閣批判の煽動的な見出しが散見される。カリフォルニアでの排日問題は、かつて一九一九年のパリ講和会議において日本が提出した人種平等案が否決された苦い記憶を蘇らせ、新聞もこの点を大々的に報道するようになっていた。

在職期間の大半を英米大使館附武官として過ごし、知米派として知られた陸軍軍人岡本連一郎は、一九二〇年頃に米国の戦後整理状態の調査を命じられた。その年に提出された岡本の視察報告書には、以下のような見解が記されている⁽⁷³⁾。

合衆国ハ米大陸ノ霸王タルニ甘セス、自ラ「モンロー」主義ヲ破リテ領土ヲ拡張シ、又米大陸以外ノ紛争ニ関与スルモ他方ニ於テハ「モンロー」主義ヲ唱ヘテ、他国ノ来リテ米大陸ノ事件ニ容喙スルヲ許ササリキ、斯ノ如ク露骨ニシテ且傍若無人ナル政策ヲ標榜スルモノ蓋シ稀ナリ。

知米派の岡本ですら、米国の「モンロー主義」の名のもとに行動する際のダブルスタンダードに憤っている事がわかる。岡本は、世界屈指の国力を有する米国が極東に一層干渉してくるのではないかとの危惧を持ち、米国外交の中心概念として「モンロー主義」を捉えている。岡本の目に映る「モンロー主義」は、米国の勢力拡張策を意味するものに他ならなかった。

もともと、いわゆる「モンロー主義」とは、一八二三年に米国のモンロー大統領が議会教書で発表した外交理念を指し、その核心は米州（共和制の集合）と欧州（君主制の集合）間の相互不干渉を唱える点にある。その起源は、近代世界で初めての共和国として英国からの独立を達成した米国の生い立ちに求めることができるが、後に諸隣国との関係の変容によって、その運用と解釈は次第に複雑化した⁽⁷⁴⁾。

なお、パリ講和会議に際して日本全権が人種差別撤廃案を作成した理由の一つに、国際連盟などの国際機関を通じて米豪などが日本人移民に反対する諸国に圧力をかけ、移民問題を有利に解決しようとしていたことが挙げられる。ところが、国際連盟規約を審議していた米国の上院はこのような日本の思惑を察知し、日本への反発が高まっただけでなく、連盟規約草案に「モンロー主義」を地域的な了解として書き込ませる要求や、移民・帰化問題の除外といった要求がアメリカ議会で高まってゆくこととなった⁽⁷⁵⁾。

第一次世界大戦後の日本陸軍にとっては、このような米国の動向は理解しがたいものだった。それどころか、米国の対外姿勢を目の当たりにした陸軍の中堅幕僚は、総動員体制の確立を目指して、以下に見るように、対外的な危機感を煽る方向へと舵を切っていく。

ワシントン会議が終了した後の一九二二年四月、情報収集を担当した参謀本部第二部は、米国外交に関する、「列強ノ領土拡張ニ就テ」と題された冊子を作成した。該冊子では、米国の対中南米政策と対東アジア政策の齟齬を、次のように論じている。いわく、米国は近隣諸国に対して「金力、武力併用主義」を以って「侵略」を企てる一方、東アジアでは「比較的ニ列強ノ勢力範囲明瞭ナラ

サル支那ニ注目シ門戸開放、機会均等ヲ叫ビ各種ノ機会ニ於テ支那ヲ懐柔シ最モ利害関係ナル帝国ノ勢力ヲ駆逐センカ為排日宣伝ヲ流布⁽⁷⁷⁾」している、と。

同じく、ワシントン会議期に上梓された『欧州戦後米国外交政策ト太平洋ノ危機』⁽⁷⁸⁾（一九二二年一月）⁽⁷⁹⁾においては、一九一〇年代の米国が、カリブ海とその周辺地域及びメキシコに対し政治的、軍事的干渉を行ってきた事実が詳述される。前者の結語においては、米国の態度が次のように批判されていた。「世界ニ向ツテ人道ヲ高唱シ民族自決ヲ提言シ世界永久和平ノ守護神ノ如キ態度ヲ以テ、東洋各問題ニ容喙シ、支那ノ独立、露國ニ対スル不干涉ヲ標榜シ、独り公明ヲ銜フ米國モ一度其ノ利害關係ノ密接ナル近隣小邦ニ対スル行動ヲ見シカ、畢竟自國ノ利害ノ外何者モナク其横暴ナル態度ノ至ツテハ、實ニ國際間ノ儀礼モ慣習モ眼中ニ置カサル」。

参謀本部内部で頒布されたこれらの小冊子においては、米国がカリビアン政策と極東政策において相矛盾する態度を取っている点が強調され、そのような米国外交のご都合主義を激しく批判していた。後に、陸軍省情報局情報官として言論界に影響力を行使した鈴木庫三は、日記に「米國ヲ正義人道ノ神ノ如ク信ズル輩ハ、ヤット彼國ガ自己ノ利益以外ニハ正義人道ナキ事ヲ覺ツタラシク、是等ノ点カラ考フレバ米國ノ排日問題ハ精神的ニ日本ニ有利デアッタ事ガ明デアル⁽⁸⁰⁾」と記したが、ここには米国の排日政策を日本の国民統合に資するものとして歓迎するような皮肉、冷笑的な視点さえ見られる。

こうして、米国の外交政策上の不条理を批判する論理は、程なく陸軍穏健派の上層部にも浸透してゆく。例えば、宇垣の腹心の一人である阿部信行参謀本部総務部長は、一九二六年三月の陸軍記念日の講演会において、ウィルソン大統領への非難を含め、次のような見解を披露していた。

世界の全智全能を集めて協議した彼〔ウィルソン〕の国際連盟も、我國の提唱にかかる人種平等先づ一蹴せられ、軍備制限問題は不成に終り、米国の「モンロー」主義を容認し、其の投票権に於て、大国は優越権を行ひ得ることを認め、独露は勿論、国際連盟の主張者たる米国自身が連盟に加入せざる様な醜態を演ぜしむるに至って、連盟の精神は全々破棄せられ、永久平和の樹立亦一場の夢と化し、再び世界は何となく不安の氣に充さるるに至つた⁽⁸¹⁾。

この講演原稿の端書きには、「参謀本部総務部某部員起草」という但書きが付けられているため、講演内容は阿部本人の意向をそのまま反映したものと断定できないが、少なくとも阿部の許可を得ていたことは確かであろう。総務部長たる阿部が自らに意に反して下僚の起案した原稿を読み上げていたとは考えられないからである。

また、米国が「モンロー主義」を地域的な了解事項として連盟規約に書き込ませたことへの批判は、昭和初頭の宇垣日記でも確認できる。

米大陸では門戸閉鎖、機会不均等、之に反して東亞に於ては門戸開放、機会均等也と云ふ主張は矛盾である、柄鑿相容れぬ、唯夫れが米國に利益であり好都合であるから、黑白相反する政策を地域的に区劃を附して実行して居るのである。モンロー主義や開放均等主義は米國の利益と力の結晶である。モンロー主義が国際聯盟規約に公認せらるるなどは力以外の何物の御陰でもない⁽⁸²⁾。

このような、阿部の講演や宇垣日記に見られる「モンロー主義」批判は、米国が自らの関係する

地域への他国の干渉を排しておきながら、日本の東アジア政策に対しては干渉的に振る舞う点に向けられていた。日本陸軍の眼からすれば、米国外交は二枚舌であり、不条理極まりないものであった。こうした「モンロー主義」批判の論理はワシントン会議期に参謀本部が作成したパンフレットにおいても共有されていた。

同時期の中国視察旅行の際に陸軍中堅将校から説明を受けた森格も、帰国後に「亜米利加は我が日本が朝鮮に対し、台湾に対し、支那に対し或は露西亞に対して取って居る態度を彼此れ言ひますが、彼等が中央亜米利加或は墨西哥に対し取って居る態度を見ると、彼等には発言権などは無い⁽⁸³⁾筈」との、宇垣や阿部と同様の認識を示していた。

昭和の初頭の陸軍内部に関していえば、中堅層のエリート将校と穏健派であった上層部との間で、米国の外交姿勢に対してはすでに認識を共有していたといえよう。

2 満州事変期の政治宣伝

一九三一年一〇月の錦州爆撃以降、陸軍省調査班は国防思想普及資料の作成を急ぎ、積極的に頒布を行なった。周知のように、この時期になると、日本政府の不拡大方針に反して、関東軍が戦線の拡大を企図していることが明らかとなっていた。これを受けた陸軍省は、部内に今後の「国民指導並宣伝」の方向について、「国民ニ対シ時局ニ関スル理解認識ヲ徹底セシメ」るべきだと適正な指導を求めると共に、日中以外の第三国に対して「其干渉ヲ見ル場合ニ於テハ断乎トシテ之ヲ排撃⁽⁸⁴⁾」ることを指示した。十一月一〇日、次官から各師団の参謀長に宛てた通牒では、輿論喚起政策について、「最近ニ於テハ連盟ノ対日本空気悪化ヲ報シ、特ニ駐日各国使節引上ケ云々ノ報ヲ伝フルモノアルモ、是等ハ実ハ明ニ日本ニ対スル威赫の宣伝ニシテ、決シテ世界的輿論ニ非ス、故ニ此際コレヲ国民ニ徹底セシムルト共ニ適正ニ我カ輿論ヲ指導シテ、至急国論ノ一致ヲ図ル⁽⁸⁵⁾」べきだとの注意を与えた。

それでは中堅幕僚は、いかなる国際関係上の事例を使って、満州での関東軍の軍事行動を正当化しようとしたのだろうか。以下、満州事変の発生から一九三三年末までの二年四ヶ月の間に、九〇冊余の宣伝小冊子を作成・刊行した陸軍省調査班と、軍の情報収集を担当した参謀本部第二部の対外論を見てゆきたい。

十月事件が発覚する直前の一九三一年一〇月中旬、調査班長坂田義朗の下、調査班は『米国カリビアン政策と満蒙問題』というパンフレットを作成した。本冊子には、米国のカリビアン政策と対ニカラグア外交の歴史が詳述されていた。米国の対ニカラグア外交における武力干渉、「暴徒」討伐、選挙監視を取り上げ、結語においては、国際政治評論家であるヘルバード・アダムス・ギボン(Herbert Adams Gibbons)の評論を引用しつつ、次のように米国のカリビアン政策と日本の満蒙政策の相違点を論じている。

吾人は米国のため巴奈馬運河の重要性を認識するが故に、米国のカリビアン政策に精進せる事跡を以て、必ずしも帝国主義の汚名を冠して非難するものでないが、米国の一部の人士が自国のカリビアン政策遂行の跡を反省することなく、我が国が満蒙権益のため自衛権を発動せしめた事件に対し、兎角の言辞を挟むの矛盾を責めざるを得ない。〔中略〕之れ〔巴奈馬運河〕無くとも米国の繁栄は期し得らるゝに反し、我が国の満蒙政策は国民の生存に関するものである。

事の重大性に於て既に大なる差異がある。⁽⁸⁶⁾

本冊子によれば、米国が自らの対近隣政策を顧慮せず、日本の満蒙政策への批判を行うのは矛盾である。まして、米国の対カリビアン政策が自国の繁栄を強めるための利己的なものなのに対し、日本の満蒙政策は国民の生存を左右する必要不可欠なものであり、日米の政策にはその性質において比ぶべくもない差が存在する、と論じていた。

参謀本部も、「満洲事変と関連し米国を主として九国条約を観察す」(一〇月二九日)、「英米両国カ他国領土ニ対シ軍事行動ヲ執リ従属的国家ヲ建設セル実例」(一二月一九日)、「米国の対玖瑪非併合的獲得政策」(一月二六日)等を作成し、調査班の対米論に同調した(次頁の表二「満洲事変直後の陸軍省パンフレットの題名と輿論喚起関係資料(一九三一年九月～一九三二年)」参照)。

参謀本部第一部長の建川美次は、満洲事変勃発直後の座談会「満蒙と我が特殊権益」において、一般国民の認識を「こっちの方へ持ち来る必要」があるとの認識を示し、「誰かやらなければといふ考への下に、昨今軍部が相当の力を入れて、国民の間にさういふ考への行き亘ることに努めて居る⁽⁸⁷⁾」として、国民の認識を軍部の見方に近づけるための「苦心」を吐露していた。

このような考へのもとで、陸軍調査班は満洲事変後、パンフレットを含めた一連の講演のための参考資料を「国防思想普及時局関係資料」として纏め、各師団や地方関係者に送付した。同時に、講演の種本の供給にも力を入れていた。その一例が、一九三二年の『米国の「ニカラガ」干渉問題「パナマ」共和国独立と米国の関与』と題するパンフレットである。本冊子は、アメリカ外交史の教授 John Holladay Latané が一九二七年に書いた『パナマ共和国独立と米国の関与⁽⁸⁸⁾』を抄訳し、同年のアメリカによるニカラグア出兵に際して干渉反対論をとった米議員の言説について事実関係を整理したものである⁽⁸⁹⁾。この問題には多くの紙幅が費やされており、調査班が米国の対中南米政策に多大な関心を示していたことが分かる。このような米国の対中南米政策への調査班の強い関心は、同時期の、将官のみ閲覧が許された資料『将官談話会月報』でも確認できる⁽⁹⁰⁾。

この時期の陸軍中堅層と輿論との関係で今一つ注目されるのは、外交論壇を主導するジャーナリストへの接近だった。調査班は、米国の外交政策に詳しいジャーナリストの大山卯次郎と米田実⁽⁹¹⁾に積極的に意見を求めている。事変勃発後の九月二五日、調査班は米田を訪問し、関東軍の行動が連盟規約違反に該当するか否かについての意見を求めている。その後、省内の講演会を通して、米国外交に関する大山の批判的な見解を、内外に向けて喧伝した⁽⁹²⁾(一二月一七日)。

米田は、オレゴン大学・アイオワ大学で外交史・国際法を修め、帰国後は東京朝日新聞に入社して初代外報部長を務めた人物で、一九二〇年代を通して総合雑誌のみならず、専門雑誌にも頻繁に米国政治や排日問題について寄稿し、同時期の外交論壇を牽引した。米田が米国に留学していた時期は、米国が軍事力を背景として中米・カリブ海周辺諸国の「秩序の維持」と「約束の履行」(税関管理等)に責任を負い始めた時期と重なる。米国はセオドア・ローズヴェルト大統領主導の下、一九〇三年にパナマ運河の永久租借権を獲得し、一九〇四年にはパナマ運河の建設に着手した。これを目の当たりにした米田は、地域主義に基づく勢力範囲の確保を意味する、ローズヴェルトの「モンロー主義」解釈(更に厳密に言えば「ローズヴェルト系論」⁽⁹³⁾)を強く意識することとなった。米田の目には、米国は自らの国力と「モンロー主義」の恣意的な解釈を通して、中南米諸国に対し内政干渉を行う国に見えていた⁽⁹⁴⁾。他方で、朝日新聞社外報部長としての米田の言説には、自制的な

表二 満州事変直後の陸軍省パンフレットの題名と輿論喚起関係資料（一九三一年九月～一九三二年まで）

	陸軍省調査班	参謀本部・参謀本部第二部
9月	満蒙諸懸案に就て (30)	
	満洲事變概要 (21)	
10月	満洲事変発生後に於ける排日毎日に就て (17)	支那側虚構の宣伝
	満洲事変ニ対スル学者ノ意見 (5)	支那ニ関スル九国条約ニ対スル帝国ノ態度ニ就テノ意見
	満洲不安の実相 (21)	国際連盟ノ行動ニ関スル觀察
	米国カリビアン政策と満蒙問題 (16)	事変ニ関係アル連盟規約条項ノ解説
	満蒙諸懸案に就て	満洲事変と関連し米国を主として九国条約を觀察す
11月	関東軍活動状況概要 (1)	連盟と戦争防止
	満洲事変に於ける嫩江河畔の戦闘に就て (21)	満洲事変を中心として見たる国際関係の一觀察
	満洲事変に於ける昂々溪附近の戦闘に就て (21)	
	満鉄付属地外出動部隊引揚の不可能なる所以に就て (32)	米国と国際連盟
12月	軍縮關係資料 (85)	一著名米人満洲事変ニ関連シ日本ノ政策ヲ觀察ス
	天津事件に就て (21)	錦洲攻撃と米国の態度
	国際聯盟に對する各國軍備の現状通報に就て (11)	
	第三次国際聯盟理事會に於ける満洲事變 (39)	英米兩國カ他国領土ニ対シ軍事行動ヲ執リ從属的国家ヲ建設セル实例
	張學良錦州政權の對日交戦準備に就て (19)	
1月	米国の「ニカラガ」干渉問題 「パナマ」共和国独立と米国の関与 (47)	米国外務長官ノ対日支覚書ニ関スル觀察
		米国輿論を通し満洲事変を觀察す
	満蒙新建設に對する住民の意嚮 (31)	米国の対玖瑪非併合的獲得政策
	遼西地方兵匪討伐より支那軍關内撤退まで (20)	独立国家ノ承認問題ニ就テ

(註1) 簿冊「時局参考書類類 其の1 昭和6年10月～7年1月」

(防衛研究所所蔵：中央-戦争指導重要国策文書-548、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C12120039900) 及び「満洲関係小冊子集 昭和2.7～6.12」(防衛研究所所蔵：満洲-満洲事変-445、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C14030550400) により作成。

(註2) 括弧内は該冊子の総頁数。

一面もあった。米田の外交評論は米国の覇権性を警戒しながらも、日本の対米強硬外交には反対し⁽⁹⁵⁾ていた。

このような米田の危機意識は、同じく『外交時報』の主要執筆陣として活躍する大山卯次郎にも共有されていた。元外交官の大山の評論における米国外交への批判は、米田のそれと比べてはるかに煽動的なものであった。多くの知米派は、一九二四年の米国排日移民法成立に際して、解決困難な人種問題の現実に直面せざるをえなかった。ロサンゼルス副領事として、一九二〇年以降のカリフォルニア州における排日問題の急激な深刻化を実際に目撃していた大山は、「モンロー主義」を「頗る都合主義な変通自在なもの」と位置づけたうえで、米国外交の膨張的性格を痛烈に批判して⁽⁹⁶⁾いた。

これら米田と大山の言論は、ジャーナリズムならではの平易な説明を特徴としており、同様に「モンロー主義」批判を展開していた国際法学者・立作太郎や国際政治学者・神川彦松らの外交評論よりも、はるかに分かりやすいものであった。満州事変の直後、省部の中堅層が積極的に大山と米田の外交意見を求めたのは、軍の側が国民の支持を調達すべく、ジャーナリズムの外交論への接近を図ったからであると考えられる。

3 事変期における国民支持の調達

職務上、国防思想普及講演会の動向を注視していた外山憲兵司令官は、各師団と在郷軍人会分会が、講演会のほかにも、野外飛行演習を利用したチラシの大量撒布という手段をとっていたことを記録に残している⁽⁹⁷⁾。

すでに見たように、一九三一年八月から九月に実施された県議会議員選挙において、一部の政談会は国防思想普及講演会与合流し、現内閣の施策を軟弱外交だと批判していた。長野県下伊那郡松尾村の名望家であった森本州平は、同年八月一日、次のような感慨を記していた。

目下の外交の不安、幣原外交の退讓〔ママ〕的問題等に至っては憂国の情禁する能はず。併し国内の人心の微なるを見れば、国力の退嬰上止むへからざる事ならんも、此の退嬰疲困の国民に生気を加へるものは外交の緊張より外はない⁽⁹⁸⁾。

ここで注意すべきは、森本が大地主であっただけでなく、在郷軍人会の分会長でもあったことである。その森本が、不況による農村問題の解決を「外交の緊張」に求めていたのである。このような思考様式は、先述の農村疲弊という内なる問題の解決策を満蒙問題という外に求める坂田調査班長ら陸軍中堅層とも重なり合う。

さて、前出の外山憲兵司令官は、国防思想普及講演会については、「講演者カ専門家タル軍人ナルカタメ内容充実シ真ヲ穿テル為メ、一般聴衆ヲシテ自然奮起セシムルニ餘リアリ」と、「専門家タル軍人」による講演の「内容充実」を強調した。一方で、「一般国民ハ軍事国防ニ対シテハ無関心ナリシモ」⁽⁹⁹⁾「吾カ国軍備ノ貧弱ナルニ驚嘆」する、とも見ていた。この報告からは、講演者として壇上に立った軍人らが、日本の軍備の脆弱な点を指摘して国民を煽動したことが推察される。

更に講演会の内容を見ると、陸軍中堅層らが、東京帝大出身軍人らの国際関係や法律などに関する専門的知見を援用しつつ、自らの組織に都合のよい論点を織り交ぜて主張していたことがわかる。例えば、東京帝大法学部に派遣された経験を持つ岩崎民男少佐は、国内法と国際法の知識を巧みに織り交ぜながら、満州事変における日本の正当性を訴えていた。調査班において「一般反軍思想に関する事項、国内思想警備に関する事項」を担当した岩崎にとって、関東軍の行動を批判した国際法学者・横田喜三郎は主要な論敵と目された。岩崎は、横田が一〇月一日に東京帝国大学で行った「国際化した満州問題—寧ろ当然の干渉—」と題する講演に対して、「教授の所論は支那の新聞にも発表され、支那人は大変喜んで居ります、かかる言論は知識階級として、大いに慎むべき⁽¹⁰⁰⁾」との非難を加えた。また岩崎は、満州問題に関して日本に対する国際世論が悪化してゆく原因を中国側に求めた。中国は「先天的に悪口の宣伝に巧み」だというイメージを聴衆に抱かせようとしていた。

岩崎の批判は、横田の議論が中国を利し日本を害するため日本に不利だとし、このような横田へ

の予断を聴衆に与えた上で、次のような例え話をしている。数年前、東京府において二人組強盗が流行った結果、盗難防止法⁽¹⁰¹⁾が制定され、「正当防衛」の範囲が拡張した。岩崎は、この事例と「此満州の状態とは略々同様であると云ふ風に考へられるのであります」と述べ、満州事変における日本の行動を「正当防衛」の一環だと強弁した。ここで、岩崎自身が盗難防止法についていかなる理解を持っていたかは定かでないが、聴衆にとって身近と思われる事例を持ち出している点が注目される。同じく横田排撃活動に従事した参謀本部第一部長の建川も、東京帝大経友会の講演会で関東軍の行動の正当性を説明する際、「自給自足主義」⁽¹⁰²⁾からの正当化を行った。

陸軍調査班は、リットン報告書の公表を見据え、公表の際の国内世論に対応するために、一九三二年九月末、「連盟総会ニ関連スル国内与論指導方針」と題した極秘書類を起草し、各師団参謀長⁽¹⁰³⁾へ送付した。この指令が省部から各地方へ伝達されると、調査班は自らの対外論を一層明確に打ち出すようになった。

近代日本のアジア主義を論じた先行研究⁽¹⁰⁴⁾は、『満州国の承認に就て』と題された陸軍パンフレット中の「アジア・モンロー主義」宣言について議論を重ねてきたが、そもそもこの宣言は、本稿で論じてきたところの、ワシントン会議以降に現れた陸軍の米国観と宣伝手法から誕生してきたものに他ならない。「アジア・モンロー主義」宣言は、次のような文章で書かれていた。

帝国の満州国承認は、東洋平和建設の第一歩であり、皇道宣布の一大倫理運動であって、彼の運河開鑿権獲得を目的とする米国の巴拿馬国承認とは、全然其趣きを異にし、欧米諸国就中米国の感謝にこそ値すれ、毫も其非難を受くべき筋合ではない。蓋し東洋平和の確保は、直に世界平和への貢献であり、又故米国大統領ルーズヴェルト氏の提唱にかゝる日米両勢力の発展方向を規定し、以て両国永遠の衝突を防止する為、亜細亜モンロー主義確立の希望に副ふからで⁽¹⁰⁵⁾ある。

おわりに

本稿では、総力戦体制の準備過程において国防思想普及工作を総括的に担当した陸軍省調査班について、それを構成する陸軍中堅幕僚層が、いかなる役割を果たし、いかにして国民の支持を調達したのかを考察した。以下、本稿で明らかにしたことをまとめておきたい。

第一に、調査班に所属する中堅エリート将校は、事変以前から総力戦体制における思想戦の重要性について認識し、「思想国防」の政策化を進めていた。総力戦準備を必要と考える軍上層部も、一九三一年四月から本格的に展開されていた国防思想普及工作の具体策を中堅層に一任するようになった。思想政策の推進とその宣伝の重点を対外的な危機感の醸成に置く点において、宇垣一成、南次郎ら上層部と中堅幕僚に違いはなかったといえる。

満州事変勃発前、各地方が九月上旬の県議会議員改選に神経を尖らせる最中、建川美次参謀本部第二部長と小磯国昭軍務局長は、国論一致の積極的醸成に尽力し、南陸相も国防思想普及工作に支持を与えた。そこで中堅幕僚層も満州事変の発生を機に、講演の種本の供給、講演会開催の推奨を通して、「国防」概念を軍事問題の域から政治・経済・思想・国際問題にまで拡大解釈し、帝国の公式なストーリーを語る者となった。

第二に、満州事変期のプロパガンダで利用されたステレオタイプの一つである「独善的な米国外交」像は、既に一九二〇年代初頭から一部の陸軍中堅とジャーナリストとの間に徐々に形成されていた。ワシントン会議期に作成された一連の陸軍部内の小冊子においては、米国の矛盾した対外態度が批判され、そのような米国外交のご都合主義が俎上に載せられた。このような批判の構造は、程なく陸軍穏健派の上層部にも浸透してゆく。

これを受け、国防思想普及工作を担当する中堅幕僚は、米国の対中南米政策を積極的に取り上げることで、米国外交の矛盾と満州における日本の軍事行動の正当性を国民に向けて訴えかけるという宣伝方略を用いた。陸軍調査班は、米国の対外政策に詳しいジャーナリストの大山卯次郎と米田実から積極的に意見を求め、国民にとって受け入れやすい外交論のあり方を模索した。こうした経緯を踏まえ、事変直後の陸軍は、米国の外交政策上の不条理を批判する一連の講演参考資料を「国防思想普及時局関係資料」として纏め上げ、各師団や地方関係者に送付するに至ったのである。

第三に、国防思想普及工作や情報活動を推進してきた中堅層には、統制派のイデオログでないし陸軍派遣学生として東京帝国大学で学んだ人物がリーダーシップを取っていた。彼らは行政能力を有する軍官僚である一方、社会問題の深刻さと輿論に対する敏感さをも備えている。満州事変期に見られた陸軍中央幕僚層のプロパガンダの特徴は、国際情勢や国際法等の専門的な知見を援用しつつ、それを自らの主張に利用する点にあった。一九三〇年代前半に陸軍省調査班で活躍していた田中清、岩崎民男は、太平洋戦争期になると満州国や大東亜省の政策立案に関わっていたテクノクラートへ転身した。

満州事変期における軍部の宣伝方針の重点は、端的にまとめれば、次の二点に置かれていたと纏められよう。一つは従来の研究が明らかにした、大恐慌で打ちひしがれた民衆の生活向上の意欲を、満蒙に対する期待感へと煽り立てることによって、対外的な軍事力発動への支持を調達するものである。もう一つは、国防概念を政治、経済、思想、国際問題などの領域まで幅広く解釈することによって、多様なイデオロギーに浮動する民衆意識に、中堅層の求める対外志向に相応しい対外認識を植え付けようとするものである。「生命線満蒙」というスローガンが、国民に失業・農村問題の解決に期待を与えるような概念として駆使されるのに対して、「アジア・モンロー主義」という惹句は、英米の指導する国際秩序を拒否し、日本を盟主とする垂直的な地域支配の原理を民衆意識の底流に植え付けるための、政治的造語であるといえる。

註

- (1) 由井正臣「軍部と国民統合」、東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会 1 昭和恐慌』（東京大学出版会、一九七八年）一七一～一七九頁。
- (2) 吉田裕「満州事変下における軍部—「国防国家」構想の形成」（『日本史研究』第二三八号、一九八二年）、佐々木隆「陸軍『革新派』の展開」（近代日本研究会編『年報・近代日本研究—昭和期の軍部』山川出版社、一九七九年）、永井和「軍人と官僚—五年戦争期における現役将校の官界進出」（『年報・近代日本研究—近代日本研究の検討と課題』山川出版社、一九八八年）、江口圭一『十五年戦争研究史論』（校倉書房、二〇〇一年）。
- (3) 例えば一九三一年十一月一日、参謀本部次長の二宮治重は関東軍司令官本庄繁宛の私信に

において、「本年春頃より此方針の下に先づ国論喚起に着手し」つつあった時期に起こされた満州事変を、「我が諸準備完了からさるの時に於て不期なる事件突発」と位置づけ、「今日の時世の如く外の気流が極めて敏速に国民に感知せらるる時、敏感に国民の脳裏を刺激し一時は亢奮状態に於て軍部を支持乃至は之に追隨するも、その中には次第々々に離れて」ゆく恐れに注意を喚起していた。新聞によって一時的に喚起された輿論や民衆意識の流動性を考慮すれば、国民の軍部支持の感情もいつまで続くかわからない、との危機感を抱いていたのである。「参謀本部第二課機密作戦日誌・二宮参謀次長ヨリ本庄関東軍司令官ニ宛テタル返書（私信）」一月一二日付（稲葉正夫他編『太平洋戦争への道』別巻資料編、一九六三年、一五三頁）

- (4) 当時の作戦課長であった今村均は、事変の報に接した際に「列国はもちろん、日本国民の大部もまだ満州問題の真相を承知していない。万が一事が大きくなったときの挙国一致の態勢は、とても困難だったから」と悩んでいたことを回想する。今村均『今村均回顧録』（芙蓉書房、一九八〇年）一八九頁。南次郎陸相や小磯国昭軍務局長の輿論操作への眼差しについては、北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三一～三五）の再検討—対外・国防政策を中心として」（前掲、『年報・近代日本研究—昭和期の軍部』）五六頁が詳しい。
- (5) 栗屋憲太郎「ファッション化と民衆意識」江口圭一編『体系・日本現代史 第一巻 日本ファシズムの形成』（日本評論社、一九七八年）及び前掲、吉田裕「満州事変下における軍部」五〇～五三頁を参照。
- (6) L・ヤング（加藤陽子他訳）『総動員帝国—満洲と戦時帝国主義の文化』（岩波書店、二〇〇一年）六四～九一頁。
- (7) 本章で使用する、この時期の陸軍における「革新」については佐々木隆による定義に従う。前掲、佐々木隆「陸軍『革新派』の展開」一五頁を参照。
- (8) 前掲、北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三一～三五）の再検討」。
- (9) 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊—内政と外交』（東京大学出版会、一九九二年）六七～八三頁。
- (10) 従来の満州事変期における軍部と輿論形成についての研究では、陸軍省新聞班や在郷軍人会の活動に重きを置いてきた。陸軍内における、国防思想の普及工作の実際を立案、推進する軍事調査部やその管轄下の陸軍省調査班の実態については、未だに解明されていない部分が多い。昭和初期の軍事調査部に関しては、上法快男『陸軍省軍務局史 下巻』（芙蓉書房出版、二〇〇二年）四九八頁を参照。
- (11) 三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』（岩波書店、一九九七年）八五～一一〇頁。前掲、酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』五二頁。
- (12) 三谷太一郎「国際環境の変動と日本の知識人」（同『大正デモクラシー論—吉野作造の時代とその後』中央公論社、一九七四年）二三四～二三六頁。事変期の「モンロー主義」認識に関して、近年、草野大希は権力移行期の秩序変動という視点から、二〇世紀初頭以降の「モンロー・ドクトリン」と日本の「アジア・モンロー主義」との共時的発展を比較し、一九三〇年代の日本が米国発の理念とその発展を誤って「学習」し、「アジア・モンロー主義」に拘泥した、との興味深い論点を提示している。草野大希「日米の台頭と地域的国際秩序の連鎖—東ア

ジアと米州における覇権の正当化とモンロー主義」(『国際政治』第一八三号、二〇一六年) 三一～四四頁。

- (13) 本稿は、史料引用に際して旧字は新字に直し、適宜句読点を付した。国際連盟規約の第二条「局地的了解」とは次のように理解されていた。「本規約ハ、仲裁裁判条約ノ如キ国際約定マタハ「モンロー」主義ノ如キ一定ノ地域ニ関スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノノ効力ニ何等ノ影響ナキモノトス。」国際聯盟協会編『国際聯盟規約と其の要綱：日英仏対照』(国際聯盟協会、一九二三年)一五頁。なお、「アジア・モンロー主義」に関する研究は、山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企』(岩波書店、二〇〇一年)、嵯峨隆「侵略と抵抗の中のアジア主義」(同『アジア主義と近代日中の思想的交錯』慶應義塾大学出版会、二〇一六年)第七章第一節、同「一九三〇年代における日中アジア主義の諸相」(『国際関係・比較文化研究』第一三卷第一号、二〇一四年)及び中嶋啓雄「モンロー・ドクトリン、アジア・モンロー主義と日米の国際秩序観」(『アメリカ研究』四九、二〇一五年)を参照。中嶋論文において検討されたのは、立作太郎、神川彦松の「モンロー・ドクトリン」批判及び横田喜三郎、清沢洌、高木八尺の「アジア・モンロー主義」批判である。
- (14) 後の内田外相の外交演説(一九三三年一月二日、於第六四回帝國国会)は、次のように「局地的了解」に触れた。「世界各方面ニ於テ平和ノ維持ヲ現実ニ可能ナラシメツ、アル勢力ヲ尊重スルコトガ、極メテ肝要ナノデアリマス、私ハ此意味ニ於テ、聯盟規約中ニ地方的了解ノ尊重ヲ規定シテ居ルコトノ賢明ナルヲ認ムルト共ニ、東洋ニ於テハ帝國ノ建設の勢力ガ、其方面ノ平和ヲ現実ニ維持スル為ノ支柱ナルコトヲ認識シ、同方面ノ平和維持ヲ計ルベキモノト考フルノデアリマス」小林道彦他編『内田康哉関係資料集成』第二卷(柏書房、二〇一二年)、一〇〇頁。
- (15) 前掲、山室信一『思想課題としてのアジア』。近代のアジア主義を分析した井上寿一の著書も、江口圭一の見解に従って、満州国承認断行の直前から国際連盟脱退、天羽声明に至っての外交を「アジア・モンロー主義」外交と称呼する。井上寿一『アジア主義を問いなおす』(筑摩書房、二〇〇六年)。
- (16) 前掲、草野大希「日米の台頭と地域的国際秩序の連鎖」。
- (17) 東京大学近代日本法政史料センター原資料部所蔵の荒木貞夫旧蔵文書及小冊子と荒木貞夫関係文書のなかの陸軍パンフレット類(主に一九二〇年代前半を中心に)を用いる。
- (18) 前掲、吉田裕「満州事変下における軍部」。
- (19) 江口圭一「満州事変期の陸軍省パンフレット」(『愛知大学法経論集 法律編』一一三号、一九八七年、一六五～一九七頁)
- (20) 宇垣は、田中内閣期の日中交渉の難航について、国論の統一に「失敗を重ねたる後では遅きの感がする」と評する。浜口雄幸内閣が成立して陸相として入閣した際にも、前内閣が「大典前に月並的の南京漢口事件丈けでも片付けて世論を糊塗せんとするが如き小策を弄したる足許を、先方に見透されて翻弄せられたるの傾がある」と批判した。また、「陸軍先輩田中〔義一〕、山梨〔半造〕両氏の不人気は陸軍々々に対する軽侮怨嗟の度を高め居りし際とて、実は陸軍としては八方塞り、前途実に暗澹たるものがある」と、宇垣は陸軍の社会的イメージについて、

- 田中と山梨の「政治弄り」の失敗とその「不人気」を強く意識している。角田順校訂『宇垣一成日記1』（みすず書房、一九六八年）一九二八年九月二三日条、一九二八年十一月二五日程、一九二九年七月三日条、六九一、七〇二、七二四頁。
- (21) 同前『宇垣一成日記1』一九二七年十二月一八日程、六二八頁。一九二八年九月二三日条、六九一頁も参照。
- (22) 日・米・中の三国間の関係をめぐって宇垣は、米国人が「宣伝に乗り易き性格」であり「相手としては可なり厄介である」と考え、中国から帰国した米国宣教師が中国の前途の有望さ中国への同情心の喚起を説くことが、日本側にとって不利であることを記していた。同前『宇垣一成日記1』一九二八年八月二五日、同月二七日、一九二九年一月二一日条、六八五、六八六、七四五頁。
- (23) 阿部次郎「思想政策に就いて」（『太陽』一九二〇年九月号、同『人格主義』岩波書店、一九二二年、二九九～三二三頁）。
- (24) 前掲、『宇垣一成日記1』一九二〇年八月〔上旬〕、三一頁。
- (25) 阿部は「思想政策に就いて」のなかで、「百年河清を待つ」ような国論の統一を求める場合には言論政策が一つの方途であるとしつつ、その政策は表面的な禁止ではなく「内面的に征服」することを目指すものでなければならず、言論は教育と啓導によって「善導」できる、という趣旨を述べていた。宇垣も同時期、国家強権による禁止政策の効果には限界があると認め、「国論の統一など云ふことは百年河清を待つ様なものなれども」、「教育啓導によりて」誘導しなければならないと、ほぼ同じ意見を示したのである。阿部次郎「思想政策に就いて」（同『人格主義』（岩波書店、一九二二年）三〇二、三〇四頁、三一頁、及び前掲、『宇垣一成日記1』一九二〇年八月、一九二一年一月、一九二二年四月、同年一二月下旬、一九二八年九月二三日、三一七、三三二、三七二、三九八、六九一頁を参照。
- (26) 同前、『宇垣一成日記1』一九三〇年七月一八日程、七六二頁。
- (27) ただし、軍の幕僚内での国防思想普及に関する立案の端緒は、大正末に遡ることができる。米村靖雄中佐「国防思想普及ノ為軍部ノ為スヘキ施設及方法ニ関スル意見」（一九二三年）国立国会図書館憲政資料室所蔵「米村靖雄関係文書」請求番号一七八。この米村意見書は、著述家・学者や専門学校以上の学校の学生といった知識層を重視している点が特徴的である。後に軍事調査委員らが立案した、知識層を重視する「国防思想普及計画（大要）」と親和性を持つと思われる。
- (28) 前掲、『宇垣一成日記1』一九三〇年八月六日程、七六四頁。
- (29) 陸軍省新聞班調製「国防思想普及計画に関する件」（一九三〇年六月二四日）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01003902000、昭和五年「密大日記」第二冊（防衛省防衛研究所）第四～五画像。
- (30) パンフレットの前記配布範囲は、軍部の他、政界、新聞・評論界、教育界等と広範に設定されている。同前「国防思想普及計画に関する件」別紙を参照。
- (31) 小林龍夫他編『現代史資料七 満洲事変』（みすず書房、一九六四年）一六四頁。
- (32) 陸軍省「秘 陸軍省各局課業務分担表 昭和七年」（防衛省防衛研究所所蔵、請求記号：中央

－軍事行政法令一七八、三一～三三頁)

- (33) 岐阜出身。一九二〇年一月参謀本部付勤務。一九二一年七月サハレン州派遣軍参謀。一九二三年参謀本部部員。一九二五年三月歩兵三七連隊大隊長。一九二六年八月、兵器本廠付。一九二七年七月朝鮮軍参謀。一九二九年一月兵器本廠付(調査班長)。一九三〇年九月、桜会の結成に参加し、橋本欣五郎・樋口季一郎らと共に発起人となる。一九三二年一月関東軍参謀兼第四課長(新聞班長)。昭和八年新京で病死。秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第二版(東京大学出版会、二〇〇五年)の「坂田義朗」項目を参照。
- (34) 高宮太平『軍国太平記』(中央公論新社、二〇一〇年、初出:酣灯社、一九五一年)三三頁。
- (35) 一九二六年、歩二七連隊中隊長。一九二八年から兵本付(調査班)。一九三一年四月から一九三四年三月まで東京帝国大学文学部(社会学講座)へ派遣。一九三四年四月、再び調査班に。一九三五年一月歩三九連隊大隊長。一九三七年八月関東軍参謀。一九四〇年八月台湾軍参謀。前掲、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第二版の「田中清」項目を参照。
- (36) 前掲、今村均『今村均回顧録』一九四頁。
- (37) 同じく陸軍派遣学生であった鈴木庫三の日記より分かる。佐藤卓己『言論統制—情報官・鈴木庫三と教育の国防国家』(中央公論新社、二〇〇四年)二一九～二二〇頁。
- (38) 陸軍省調査班『思想戦』(一九三四年二月一日)九頁。
- (39) 同前、陸軍省調査班『思想戦』一一頁。
- (40) 陸軍大学校幹事牛島貞雄作成「第六期専攻学生特修課題一覧表」(一九三〇年一月二九日)、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C01003903700、昭和五年「密大日記」第二冊(防衛省防衛研究所)。
- (41) 横田喜三郎「満州事変と国際聯盟—寧ろ当然の干涉—」(『帝国大学新聞』第四百号第三紙面、一九三一年一月五日)。
- (42) 山口県出身、一九一五年陸軍士官学校卒業、一九二三年陸軍大学校卒業、参謀本部付、一九二六年三月に陸軍兵器本廠付(東京帝国大学法学部三年間聴講)。一九二九年三月技術本部被仰付、同年一月陸軍兵器本廠付(陸軍省調査班)に補任。一九三二年九月陸軍高等軍法会議判士、一九三六年八月人事局課員。一九三七年八月朝鮮軍参謀。一九三八年九月歩兵四七連隊隊長。一九四〇年、少将、歩三九旅団長。一九四一年、興亜院蒙疆連絡部長。一九四二年大東亜省駐蒙公使。外山操編『陸海軍将官人事総覧陸軍篇』(芙蓉書房出版、一九八一年)、前掲、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第二版の「岩崎民男」項目を参照。
- (43) 岩崎は、様々な業界の会合で国防問題に関する講演を積極的に行いながら、専門雑誌にも寄稿していた。例えば、岩崎民男「満州事変に就て」[一九三一年一月七日、日本医科器械学会演説](『医科器械学雑誌』第九卷第七号、一九三二年一月二〇日)、同「リットン報告の判例」(『正義:帝国弁護士会誌』一九三二年一月)、同「満州国の現状並に将来」(『外交時報』一九三三年一月一日)。
- (44) 参謀本部「師団長会議開催ノ件」、『参謀本部歴史』一九三一年八月分(防衛省防衛研究所所蔵宮崎史料:中央一作戦指導その他一二二)、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C15120065800、参謀本部歴史 昭和4～8 22/29(宮崎史料)(防衛省防衛研究所)。

- (45) 「陸相の政談演説師団長会議の訓示」『東京朝日新聞』一九三一年八月五日。
- (46) 「陸軍大臣の政談演説」『時事新報』一九三一年八月六日付。
- (47) 前掲、北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三一～三五）の再検討」五四頁。引用は、「南次郎日記」一九三一年三月一四日条による。
- (48) 大阪朝日新聞は、「演説中満蒙問題に言及し徒らに軍国主義的言辞を弄して幣原外交を攻撃しているのは、これを国際的に見れば満蒙に対する我が国の態度に誤解を生ぜしめて今後我が国の立場をますます不利に陥れるもの」と論難する。東京朝日新聞も、「強硬意見があるなら、それは立憲の常道に基いて堂々主張され、検討さるべきであり、この上満洲問題が軍人の横車に引きずられて行くを許さぬ」と、軍人の政治関与を批判していた。「南陸相の訓示果然、問題となる」『大阪朝日新聞』一九三一年八月五日、前掲、「陸相の政談演説」『東京朝日新聞』一九三一年八月五日。
- (49) 「陸軍大臣の政談演説」『時事新報』一九三一年八月六日。
- (50) 軍縮国民同盟尾崎行雄以下六名「質問書」（一九三一年八月六日）、昭和八年「密大日記」第二冊（防衛省防衛研究所）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01003959000「陸軍大臣口演等送付の件」。
- (51) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第二卷（岩波書店、一九五〇年）二五～二六頁。「外部に向つては弁解がましいことを言ひながら、昨日今日〔八月五日同六日〕にかけての大臣〔南陸相〕の態度は非常に急速な変り方で、現に今晚今まで上野の『精養軒』に行つてゐたが、陸軍大臣は主人としての挨拶に、『今日最も重大な時期に、我々は充分結束して我々の理想を実現すべく努力しなければならん』といふ風なことを言つて激励すると、それに対して緒方〔勝一〕大將が『今日の大臣の御訓示はよく判りました。頗る意味深遠なものがあると思ふ。』と述べた。
- (52) 同前、原田熊雄述『西園寺公と政局』第二卷、三五頁。
- (53) 同前、原田熊雄述『西園寺公と政局』第二卷、四四頁。
- (54) 杉山元（陸軍次官）「軍部外ニ対スル宣伝ニ際シ政治的事項ニ言及スヘカラス件（通牒）」（一九三一年八月一五日）、前掲「陸軍大臣口演等送付の件」所収。
- (55) 小磯国昭軍務局長発師団参謀長宛「帝国在郷軍人会ノ名ヲ以テ行フ軍制改革促進等ノ建議並国防思想普及ニ関スル件（通牒）」（一九三一年八月二〇日）、前掲「陸軍大臣口演等送付の件」所収。
- (56) 小磯国昭『葛山鴻爪』（小磯国昭自叙伝刊行会、一九六三年）五二八頁。
- (57) 一九三一年九月二三日付「軍部支持を目的として国権伸張を宣揚すべき「パンフレット」郵送配布に関する件報告」、一九三一年一〇月一四日付「軍縮及反軍縮運動の状況に関する件報告」（藤原彰・功刀俊洋編『資料 現代史資料8』大月書店、一九八三年、七九、九〇頁）および内田信也「明年の軍縮会議と条約草案に就いて」（『政友』第三七〇号、一九三一年七月）。
- (58) 「憲高秘第436号 軍縮及反軍縮運動状況に関する件報告（通牒）」（一九三一年九月四日）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C15120133700、「時局関係資料綴 昭和6.9.4～6.9.8」（防衛省防衛研究所）第九～一三画像。

- (59) 「立憲政友会々報（幹部会）」『政友』第三七二号、一九三一年九月、六〇～六一頁～四二七五。
- (60) 外山豊造（憲兵司令官）憲高秘第463号「国防思想普及講演会開催状況並其反響に関する件通牒」（一九三一年九月二日）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C15120135500、「時局関係資料綴 昭和6. 9. 4～6. 9. 8」（防衛省防衛研究所）第一～三、三六画像。
- (61) 前掲、佐藤卓己『言論統制』二〇四頁。
- (62) 帝国在郷軍人会本部『農村問題と満蒙問題』（一九三二年七月代謄写）二～四頁、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C14030555900、「満洲関係小冊子集 昭和17. 1～12月」（防衛省防衛研究所）。
- (63) 一九三一年一〇月下旬の軍事講演についての外山憲兵官報告書には、最も効果のある方策の一つとして、「日本ノ人口食糧問題ヲ解決スルニハ満蒙ニ進出スルノ外ナシ、実ニ満蒙問題ハ日本国生死ノ重大問題ナレハ国民一層真剣ニ考フヘキテアル」とある。「国防思想普及講演会の状況並に其反響に関する件報告（通牒）第六報」（一九三一年一〇月二六日）（前掲『資料現代史資料8』六二頁）。
- (64) 陸軍省「〔国防思想普及参考〕陸軍刑法第百三條ノ解」（一九三一年八月三十一日）〔「極秘」印有り〕、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01003959200、昭和八年「密大日記」第二冊（防衛省防衛研究所）第四～一四画像。
- (65) 前掲、原田熊雄述『西園寺公と政局』第二巻、五二～五三頁。『昭和天皇実録』一九三一年九月一日条。
- (66) 井上は、このような南や小磯の態度を「二重人格ともいふべき」「小策を弄する人で困る」と厳しく批判していた。前掲、原田熊雄述『西園寺公と政局』第二巻、四二頁。
- (67) C. Walter Young, *Japan's Special Position in Manchuria*, London: Humphrey Milford Oxford University Press, 1931.
- (68) 「顧維鈞痛駁日人謬論」『中央日報』（中国語）一九三一年一〇月三〇日。
- (69) 加藤陽子『戦争の日本近現代史』（講談社、二〇〇二年）一九二～一九四、二〇八～二一二頁。
- (70) 北岡伸一「宇垣一成の一五年戦争批判」（同『官僚制としての日本陸軍』、筑摩書房、二〇一二年）。
- (71) 前掲、『宇垣一成日記1』一九二一年七月一二日条、三四九～三五〇頁。
- (72) 『国民新聞』一九二一年九月二日。「排日熱の昂進と加州知事の豹変」『大阪朝日新聞』一九二〇年七月五日。「続出する排日論」『大阪朝日新聞』一九二〇年七月二〇日。「目下交渉中の加州移民問題 彼我の意嚮は一致したが上院の態度が疑問」『大阪毎日新聞』一九二一年九月一四日。その中では、国民新聞や満州日日新聞らが最も激しい言論を展開している。
- (73) 岡本連一郎「米国視察報告書五号 米陸軍復員米陸軍戦後ノ施設米陸軍ノ政策及国民思想ノ変遷」（一九二〇年四月二〇日）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C03025225400、大正10年「歐受大日記4月5月」（防衛省防衛研究所）第八四～八五画像。
- (74) 西崎文子『アメリカ外交とは何か』（岩波書店、二〇〇四年）二三～三一頁。

- (75) 「モンロー主義」の解釈上の変容については、次のような史的脈絡がある。一八八〇年代から、不安定な状態に陥っているヴェネズエラは、欧州の元宗主国による米州への露骨な武力干渉はモンロー主義違反であるとの批判論理を持ち、米世論に働きかけていた。公式的にも、モンロー主義に訴える形で米国に仲裁国として積極的な関与を繰り返して求めた。その後、米国との「和解」を基本方針とする英国の態度の変化により、モンロー主義は米州における覇権交代を媒介する「共通言語」として重要な役割を果たすようになった。こうしてモンロー主義は、世紀転換期に差し掛かる頃には国際的に認識・承認されるに至ったとの説明がなされる。前掲、草野大希「日米の台頭と地域的国際秩序の連鎖」三一～四四頁）及び Dexter Perkins, *The Monroe Doctrine, 1867-1907*, Baltimore: The John Hopkins University Press, 1937., Jay Sexton, *The Monroe Doctrine: Empire and Nation in Nineteenth-Century America*, New York: Hill & Wang, 2011. 諸氏の研究を参照。
- (76) 加藤陽子『戦争の論理—日露戦争から太平洋戦争まで』（勁草書房、二〇〇五年）九九～一〇〇頁、前掲、同『戦争の日本近現代史』一八八～一八九頁。
- (77) 参謀本部第二部「列強ノ領土拡張ニ就テ」（一九二二年四月）（東京大学近代日本法政史料センター原資料部所蔵荒木貞夫旧蔵文書及小冊子 小冊子第二意見書及報告書（六））。そのほか、参謀本部第二部「米国軍人社会ニ漲ル好戦熱」（一九二三年）（東京大学近代日本法政史料センター原資料部所蔵 荒木貞夫関係文書 I-1-13）は、米国軍人に「欧州戦ニ於テ幸運ナル勝戦ヲ経験シ、意氣衝天ノ慨アル」、「排日好戦ノ風アル」ことを批判する。
- (78) 参謀本部「欧州戦後米国カ近隣諸国ニ対シ行ヒタル内政干渉ノ事実」（一九二二年、日付未記）（東京大学近代日本法政史料センター原資料部所蔵 荒木貞夫関係文書 I-1-12）。
- (79) 参謀本部「米國ノ領土買収政策ト太平洋ノ危機」（大正一九二二年一月）（東京大学近代日本法政史料センター原資料部所蔵 荒木貞夫関係文書 I-1-11）。
- (80) 鈴木庫三日記は未公開史料として、鈴木庫三のご遺族が保管しているため、引用箇所は、前掲、佐藤卓己『言論統制』一二九頁からの再引用である。
- (81) 阿部信行講演（参謀本部総務部某部員起草）「戦争と平和——国防問題に対する自覚」、一九二六年三月一〇日（東京大学近代日本法政史料センター原資料部所蔵 荒木貞夫旧蔵文書及小冊子 小冊子第二意見書及報告書（一三））。
- (82) 前掲、『字垣一成日記1』一九二七年一〇月一六日条、六一七頁。
- (83) 森恪「外交」（立憲政友会編纂『政治講座続編』一九二八年）一九頁。小林昭平によれば、森は参謀本部鈴木貞一と面談した際に、国防上の説明を受けて共鳴を示したという。小林昭平「森恪の中国政策構想——満州事変前後を中心に」（『史林』九一卷六号、二〇〇八年）一三二頁。
- (84) 「時局処理方策」（一九三一年十月八日）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C12120034500、「満州事変作戦指導関係綴 別冊其の2 昭和6年9月15日～6年12月10日」（防衛省防衛研究所）第一二～一三画像。
- (85) 「時局ニ関スル件通牒」（一九三一年一月一〇月）。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C14030045500、「満州事変通報控 昭6.9.26～7.12.14」（防衛省防衛研究所）第九～一〇

画像。

- (86) 陸軍省調査班『米国カリビアン政策と満蒙問題』（一九三一年一〇月）一四～一五頁。
- (87) 「満蒙と我が特殊權益座談会」『文藝春秋』一九三一年一〇月号。
- (88) John Holladay Latané, *A History of American Foreign Policy*, Garden City, N.Y.: Doubleday, 1927.
- (89) 陸軍省調査班『米国の「ニカラガ」干渉問題「パナマ」共和国独立と米国の関与』（一九三二年一月一三日）
- (90) 佐藤清勝「日本と国際連盟」（『将官談話会月報』第一五九号、一九三二年六月一日）三～四頁、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C15120404000、「将官談話会月報 第156. 157. 159. 161号 昭和7. 3～8月」（防衛省防衛研究所）第五～六画像。本誌は一九一九年から一九四一年までに陸軍省が作成したパンフレットであり、将官のみ閲覧が許された。
- (91) 陸軍省調査班「満洲事変ニ対スル学者ノ意見」（一九三一年一〇月二日）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C12120040900、「時局参考書類綴 其の1 昭和6年10月～7年1月」（防衛省防衛研究所）。
- (92) 一九三一年一二月一七日、偕行社にて「満洲事変と外交関係」と題する講演会を行った大山卯次郎は、この講演において、欧米諸国が提唱する不戦条約の締結、国際連盟の組織などの平和活動を疑問視し、国際協調主義そのものを批判した。大山卯次郎「満洲事変と外交関係」（陸軍省編『将官談話会月報』一九三二年二月）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C15120200200、「将官談話会月報 将談10録 昭和5. 1. 1」（防衛省防衛研究所）。
- (93) 「ローズヴェルト系論」については、西崎文子「モンロー・ドクトリンの普遍化—その試みと挫折」（『アメリカ研究』二〇号、一九八六年）、同「モンロー・ドクトリンの系譜—「民主主義と安全」をめぐる一考察」（『成蹊法学』第七五号、二〇一一年）、中嶋啓雄「ローズヴェルト系論の対外政策」（菅英輝編著『アメリカの戦争と世界秩序』法政大学出版社、二〇〇八年）を参照。
- (94) 米田実『最近世界の外交』（外交時報出版部、一九二〇年）。
- (95) 米田実「帝国の重大時機と国民の国際的常識」（『中央公論』一九二四年八月号）、同「米国排日法案の成立と其対策」（『改造』一九二四年五月号）。
- (96) 大山卯次郎「モンロー主義の現状と其帰趨」（『国際法外交雑誌』二八卷六号、一九二九年）。
- (97) 外山豊造（憲兵司令官）、憲高秘第四五四号「飛行隊第三聯隊第二中隊野外飛行演習ヲ利用国防思想普及宣伝ピラ撒布ニ関スル件報告（通牒）」（一九三一年九月一〇日）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C15120134700、「時局関係資料綴 昭和6. 9. 4～6. 9. 8」（防衛省防衛研究所）第三～四画像。
- (98) 「史料紹介 森本州平日記（八）」一九三一年八月一五日条（『東京大学日本史学研究室紀要』二〇号、二〇一六年、一一八頁）
- (99) 憲兵司令官外山豊造発参謀次長二宮治重宛、憲高秘第四六三号「国防思想普及講演会開催状況並其反響に関する件通牒」（一九三一年九月一二日）、前掲「時局関係資料綴 昭和6. 9. 4～6. 9. 8」所収。

- (100) 前掲、岩崎民男「満州事変に就て」、三二〇頁。
- (101) 岩崎が言及する盗難防止法とは、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」（第五八議会で可決、一九三〇年六月一日施行）を指す。この法律は、当時の不況に伴う刑法犯や特別法犯の急激な増加に対応するために設定されたものであるが、不公平な「悪法」という非難を受けた争議的な法律でもある。その第一条において「現在ノ危険ヲ排除スル為犯人ヲ殺傷シタルトキハ刑法第三十六条第一項ノ防衛行為アリタルモノトス」とあるように、個人に対して広範な「正当防衛権」が認められていた。北山茂「盗犯防止第一条の検討」（『国士館大学政経論叢』第六号、一九六七年）一〇五～一三八頁、「盗犯防止法の疑義：検事局大頭痛：窃盗常習の解釈に就き六日の全国司法官会共に持出す」（『時事新報』一九三〇年六月五日付）、「こんなのは正当防衛：弁護士射殺事件：罪を構成せぬ：社会の注目を集める判決：盗犯防止法を適用」（『大阪毎日新聞』一九三一年九月一日付）を参照。
- (102) 「満州論二題 生存権擁護に躊躇はいらぬ 政友会森恪氏の講演 尊い権益は永久に確保せよ 建川少将の積極論」『帝国大学新聞』第四〇一号、一九三一年一〇月十二日。
- (103) 本文書では、「国内与論指導方針」の第二期を一〇月中旬と定め、積極的な輿論対策に乗り出す決意が示されている。いわく、「連盟理事会、総会ニ臨ム各国ノ態度決定時機、自己ノ国際的地位ヲ好導スル為ノ暗中模索時機、謀略陰謀掛引時機ナリ、此際国民ノ決意ヲ示シ、之ヲ国際政局ニ反映セシムルコトハ最必要ナリ」。陸軍省副官発各師団参謀長宛〔主務局長、主務課長の欄に坂田義朗の印あり、「極秘」印あり〕「国内与論指導の件」（一九三二年九月三〇日）、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01002819000、昭和七年「満密大日記 14冊の内 其の11」（防衛省防衛研究所）。
- (104) 以下、前掲、江口圭一『十五年戦争研究史論』、山室信一『思想課題としてのアジア』、井上寿一『アジア主義を問いなおす』を参照。
- (105) 陸軍省調査班『満州国の承認に就て』（一九三二年九月二〇日）二〇頁。